

第 16 章 投資一任取引約款

第1条 （約款の趣旨）

- (1) この約款は、お客さまが当社に開設した投資一任取引口座にかかる権利義務を明確にすることを目的とするものです。
- (2) 「第 1 章 総合取引約款」、「第 2 章 保護預り約款」、「第 3 章 振替決済口座管理約款」、「第 4 章 特定口座に係る上場株式等保管委託約款」、「第 5 章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」、「第 8 章 投資信託受益権の累積投資取引約款」、「第 10 章 MRF 自動スweep取扱約款」の各章に定める事項は、投資一任取引の場合に準用します。

第2条 （投資一任契約の締結の代理）

当社はウエルス・スクエアとの契約に基づき、ウエルス・スクエアの代理人としてお客さまと投資一任契約の締結の代理をいたします。なお、当社は投資一任取引を行いません。

第3条 （投資一任契約の申込み）

お客さまは当社を通じて、ウエルス・スクエアとの投資一任契約の締結の申込みを行います。

第4条 （投資一任取引口座の開設）

- (1) 投資一任契約が締結されると投資一任取引口座が開設されます。
- (2) ウエルス・スクエアはお客さまと締結した投資一任契約に基づき、投資一任取引口座において投資一任取引を行います。

第5条 （投資一任取引口座の減額および解約）

- (1) 投資一任契約が減額または解約された場合には、投資一任取引口座における資産の一部または全額を返還します。
- (2) お客さまとの投資一任契約が解約された場合には、投資一任取引口座も解約されます。